



外国ポートフォリオ投資家の皆さまへ

インドへのより円滑な投資のために

外国ポートフォリオ投資家の皆さまへのご案内(2019年版)



世界最高の取引速度(6マイクロ秒)

ボンベイ証券取引所 (BSE) - インド清算株式会社 (ICCL) による共同企画





ナレッジパートナー





	自次 Language Table	負番号
1	ご挨拶(Ashishkumar Chauhan、BSE 代表取締役兼最高経営責任者)	3
2	はじめに	4
3	規制枠組 財務省 (MoF) – インド政府 インド証券取引委員会 (SEBI) インド準備銀行 (RBI) インド政府所得税局	5
4	外国ポートフォリオ投資家の皆さまを歓迎します ・ 外国ポートフォリオ投資家規制の要点	6
5	円滑な手続5段階の手続で投資を開始できます購入・販売決済の手順、(株式現金取引、 デリバティブ、債券、証券貸借)	7
6	仲介機関	16
7	費用	16
8	ボンベイ証券取引所	17
9	外国ポートフォリオ投資家-債券市場	18
10	インド清算株式会社 (ICCL)	19
11	取引、決済、リスク管理	20
12	課税のしくみ(Ernst & Young, LLP India 社作成)	22
13	略語表	28
14	免責事項	29
15	BSE India Inx	30
16	連絡先	38





BSE Limited Registered Office: Floor 25, P J Towers, Dalal Street, Mumbai 400 001 India

T:+91 22 2272 8045/8055 F:+91 22 2272 3457 www.bseindia.com

Corporate Identity Number: L67120MH2005PLC155188

Ashishkumar Chauhan Managing Director & CEO



February 2019

Dear Investors,

Namaste and Welcome to India!

It gives me immense pleasure to present third edition of BSE-ICCL's Handbook titled 'FPI – Easing Access to India- 2019." The handbook provides qualitative and quantitative information that Foreign Portfolio Investors (FPIs) seek before investing / planning to access Indian Capital Market.

Developing countries like India require huge foreign capital to meet the investment requirements for infrastructure in coming years to facilitate economic growth and to meet sustainable development goals. According to the economic Survey of India 2018, the country needs to spend as much as US\$4.5 trillion to boost its infrastructure by 2040.

India attracted net foreign investment of approximately US\$300 billion in the form of FDIs and FPIs between FY2014-15 and FY2017-18. The number of FPIs registered with the capital market regulator, Securities and Exchange Board of India (SEBI), leap frogged from around 1440 in FY2014-15 to around 9300 so far in FY2018-19. SEBI has announced several guidelines to ease access to foreign investors in Indian markets, which include simpler Know Your Client (KYC) norms, revised eligibility conditions for Foreign Portfolio Investors (FPIs), permitted Eligible Foreign Entities (EFEs) to participate in commodity derivatives markets provided they have actual exposure to Indian physical commodity markets, etc.

BSE is at the forefront providing a wide array of products including equity, debt, currencies, and Mutual Funds, which are of interest to foreign participants. I am pleased to share that BSE has added 'commodity derivatives' to its list of products and became India's first 'Universal Exchange'. With this development, BSE has now become a one stop shop for all financial products.

With this handbook, we would like to provide a consolidated source of information that will enable foreign investors to develop a better understanding of the process of accessing Indian Capital Markets. We have also brought out an e-version of the Handbook, which is posted on the webpage for International Investors on BSE and ICCL's website. We would like to thank the multiple intermediaries that assisted in bringing together the handbook and specially our knowledge partners, PIVOT Management Consulting and Ernst & Young.

We take this opportunity to once again welcome you to India!

Ashishkumar Chauhan





はじめに

世界中の投資家にとって、インドは魅力的な投資先であり続けています。政治面での安定化も進み、国際的企業がより大きな商機を求めています。さらに、外国ポートフォリオ投資に関する新しい規則の導入と外国直接投資(FDI)の拡大によって、インドは諸市場の中でもたいへん投資しやすい市場となっています。

外国ポートフォリオ投資家に関する規則(2014年)、およびインド証券取引委員会ならびにインド準備銀行によるその後の数々の施策によって、成長し続けるインド資本市場に外国ポートフォリオ投資家が参入する際の規制は大幅に緩和されました。2014年6月から2018年8月までの期間に、4970を越える外国ポートフォリオ投資家がインド証券取引委員会に新しく登録されました。インド証券取引委員会によるHaroon Rashid 委員会の設置、および共通申請フォームによって、外国ポートフォリオ投資家にとってのビジネスへの参入と実行の容易さの改善への期待が高まりました。

証券流通市場に対する海外資金の流入を促進することは、海外投資家が有する特別な性質のために、常に特別な注目を集めてきました。ボンベイ証券取引所とインド清算株式会社は、外国ポートフォリオ投資家を惹きつける活動に最前線で取り組んできました。この冊子は、そのユニークな取り組みの1つです。

昨年一年間、ボンベイ証券取引所とインド清算株式会社は、外国ポートフォリオ投資家に関する数多くの取り組みに携わってきました。これらの取り組みの多くは、この種のものとしては初めて行われたものです。

- 評判の高い外国ポートフォリオ投資家向けハンドブックの第3版を発行
- クリアストリーム社との間に、担保物件管理に関する了解契約を締結し、外国ポートフォリオ投資家が AAA 格付のソブリン債券を担保として提供することを可能とした。これにより、取引費用は大きく削減され、投資過程は円滑になった。
- 2015 年度以来、インド政府予算について、この種のものとしては初となる外国ポートフォリオ投資家のための国際遠 距離通信会議を主催。参加者は、著名な経済学者、有力な税理士事務所、ボンベイ証券取引所代表取締役兼最高経営責 任者である Ashishkumar Chauhan 氏、および同取引所の上級職員などであった。
- 外国ポートフォリオ投資家による投資に関する、全国的な外国ポートフォリオ投資家ワークショップを開催。参加者には、株式ブローカー、資産運用者、銀行員、カストディアン、税理士、投資信託、法律事務所、など様々な分野が含まれた。
- 世界各国でロードショーを実施

インドの資本市場を利用し投資を行うための手続について知ることは、外国ポートフォリオ投資家および見込み外国投資家の皆さまにとって有益であろうと私たちは考えています。ボンベイ証券取引所とインド清算株式会社は、これまでになかった、インドの資本市場への投資方法について概観できる使いやすい資料の第3版を作成しました。

この資料では、規制当局の役割、ボンベイ証券取引所とインド清算株式会社が提供するもの、主要な仲介機関とそれらが提供するもの、および税制について、概要をわかりやすく提供します。ボンベイ証券取引所のウェブサイトの「International Investors」のページには、ダイナミックな情報が提供されており、これは、この種のものとしてまさしく世界初であると考えられています。





規制枠組

規制当局

財務省 (MoF) - インド政府

財務省は、特に課税、財政・金融に関する立法、および資本市場に関する主要な政策立案者です。財務省は、海外からの市場参加者によるインドへの投資を促進する様々な取り組みを行っています。これらの取り組みには、特に、課税に関する規則の緩和と明確化、外国機関投資家による投資と外国直接投資との合計額に対する上限の設定、様々な部門における外国からの投資の上限の引き上げなどが広く含まれています。

ウェブサイトへのリンク: https://www.finmin.nic.in

インド証券取引委員会 (SEBI)

インド証券取引委員会 (SEBI) は、インド証券取引委員会法 (1992 年) によって設立された規制当局で、資本市場の主要な管理者です。外国ポートフォリオ投資家がインドの証券市場に参加するためには、インド証券取引委員会への登録が必要です。

ウェブサイトへのリンク: https://www.sebi.gov.in

インド準備銀行 (RBI)

インド準備銀行 (RBI) は、インド準備銀行法 (1934年) に基づいています。同銀行の業務は、金融政策を実施し、紙幣を発行し、政府の銀行となり、銀行制度を規制し、外国為替を管理し、支払・決済制度を規制することであり、それとともにインドの金融市場の発展を目指しています。同銀行は、様々な法律によって金融市場と金融制度を規制しています。また、外国為替管理法 (1999年) によって、外国為替市場を規制しています。

ウェブサイトへのリンク: https://www.rbi.org.in

インド政府所得税局

インド直接税中央委員会 (CBDT) は、インド財務省歳入局のもとで業務を行う重要な税務機関であり、インドの直接税を管轄しています。二重課税回避条約を施行することも、この所得税局の業務です。

ウェブサイトへのリンク: https://www.incometaxindia.gov.in





外国ポートフォリオ投資家の皆さまを歓迎します

インド証券取引委員会の外国ポートフォリオ投資家規則(2014年)によって、外国機関投資家 (Flis)、サブアカウント、および適格国外投資家 (QFI) は、外国ポートフォリオ投資家と呼ばれる単一の区分に統合されました。 外国ポートフォリオ投資家規則の第21条は、外国ポートフォリオ投資家が入手・投資できる証券について規定しています。この革新的な規則は、インドの資本市場における外国投資家の活動に大きな肯定的変化をもたらしています。

重要な点:

- 投資家のリスクによる分類を導入
- すべての区分について、要求される文書を簡素化。区分ⅠとⅡについては最低限に
- 登録料の引き下げ
- インド証券取引委員会とインド準備銀行による顧客確認 (KYC) 規制の簡素化
- 指定預託機関参加者 (DDPs) を通した登録期間の短縮
- 特定区分の投資家に対して、投資枠を拡大

外国ポートフォリオ投資家規制の要点

項目	区分I	区分Ⅱ	区分Ⅲ
適格基準の確認	・政府および政府に関係する外国投資家・国際的または多国間の組織・機構	 適切に規制されている、機関、個人、または幅広い出資者を有するファンド (Broad based funds) 幅広い出資者を有するファンドであり、適切に規制されてはいないが、その投資管理者が適切に規制されているもの 大学の基金および年金基金 インド証券取引委員会に外国機関投資家またはサブアカウントとしてすでに登録されている大学関係の寄贈財産 	区分 および となる 資格のないその他すべ ての外国ポートフォリ オ投資家。信託財団、 ファミリーオフィス、 個人、法人など。
インド証券取引 委員会に対する 手数料	なし	3,000 米ドル (3 年を 1 期とする)	300 米ドル

外国ポートフォリオ投資家には証券の種類による投資制限があり、株式、株式デリバティブ、為替デリバティブ、政府証券、および債券に限られます。最新の制限については、指定預託機関参加者にご確認ください。

外国ポートフォリオ投資家に適用される法律の詳細については、下記のウェブサイトにおける法律・規則・ 指針・通達などをご覧ください。

インド証券取引委員会

https://www.sebi.gov.in/legal/regulations/jun-2017/sebi-foreign-portfolio-investors-regulations-2014-last-amended-on-apri L-05-2018-_35121.html

インド準備銀行 - https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_ViewMasDirections.aspx?id=11200#AN2

よくあるご質問へのリンク

インド証券取引委員会は、外国ポートフォリオ投資家についてよくあるご質問を文書に詳しくまとめています。そのねらいは、同委員会の外国ポートフォリオ投資家規則(2014年)を市場参加者の方々に対してご案内することにあります。

https://www.sebi.gov.in/sebi_data/faqfiles/jan-2017/1485858275053.pdf https://www.sebi.gov.in/sebi_data/faqfiles/jan-2017/1485858321711.pdf





円滑な手続

外国ポートフォリオ投資家のための経路を利用した投資 - 5 段階の手続

投資までの過程は、5段階の手続によって簡単に進めることができます。すべての書類が提出され手続が完了すれば、外 国ポートフォリオ投資家は15~20日間で登録されることができます。この簡単な5段階の手続は以下の通りです(同時に 始められる手続もあります)。より詳しくは、あなたが利用する指定預託機関参加者 (DDP) や税理士にご相談ください。

5段階だけで投資を開始できます

第1段階-税務登録を行う

税理士を任命する

必要な書式と関係文書を提出する



第2段階 - 外国ポートフォリオ投資家として登録する

指定預託機関参加者(カストディアン)を任命する

Form "A" および顧客確認書 (KYC form) を関係文書と ともにあなたが利用する指定預託機関参加者に提出する



第3段階-インドに銀行口座を開設する

指定預託機関参加者が口座開設をお手伝いできます

必要な書式と関係文書を提出する



第4段階-預託機関に口座を開設し、カストディアン参加者コード (CP code) を取得する

指定預託機関参加者が、預託機関に口座を開設し、

必要な書式と関係文書を提出する

証券取引所よりカストディアン参加者コードを取得する



第5段階-ブローカーとの取引口座を開設する

取引所会員(ブローカー)を選ぶ

必要な書式と関係文書を提出する

あとは以下の手順でインドへの投資を開始できます - インドで開設した銀行口座に海外銀行の口座から送金する

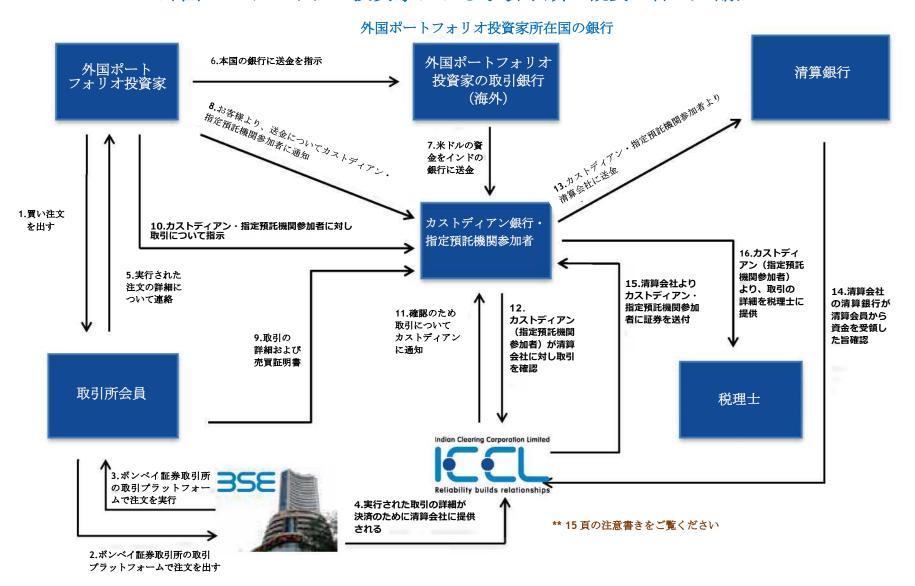
- 取引所会員(ブローカー)に注文を出す

注 - 第 3~5 段階は同時に進めることができます





外国ポートフォリオ投資家による取引手順の概要 - 株式の購入



概要 - 株式の購入

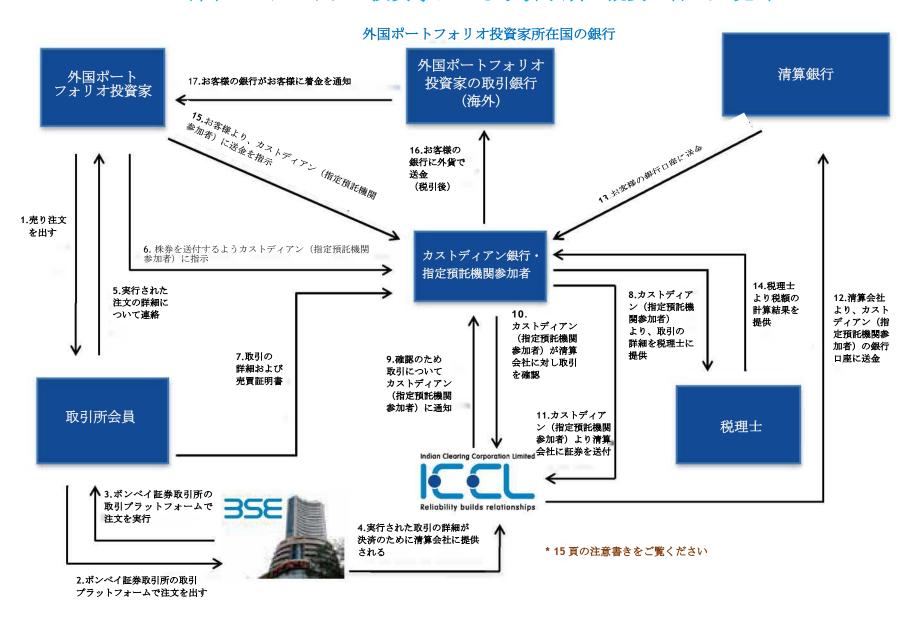
手順	内容	担当者	日付*
1	買い注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ投資家	取引日の前日・当日
2	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を出す	取引所会員・ブローカー	取引日当日
3	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を実行	ボンベイ証券取引所	取引日当日
4	実行された注文の詳細が決済のために清算会社 (ICCL) に提供される	ボンベイ証券取引所	取引日当日
5	実行された注文の詳細について外国ポートフォリオ投資家に連絡	取引所会員・ブローカー	取引日当日
6	送金手続の開始	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
7	外国ポートフォリオ投資家の銀行がカストディアン(指定預託機関参加者)の銀行に (外貨で)送金 外国ポートフォ		取引日当日
8	カストディアン(指定預託機関参加者)に送金を通知	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
9	取引の詳細と売買証明書をカストディアン(指定預託機関参加者)に送付	取引所会員・ブローカー	取引日当日
10	カストディアン(指定預託機関参加者)に対し取引について指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日・翌日
11	確認のため取引についてカストディアン(指定預託機関参加者)に通知	清算会社 (ICCL)	取引日当日・翌日
12	清算会社 (ICCL) に対して取引を確認	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日の翌日
13	清算会社 (ICCL) に送金するようカストディアンの清算銀行に指示	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日の翌日
14	清算銀行が、資金を受領した旨清算会社 (ICCL) に対して確認	清算銀行	取引日の翌日
15	清算会社 (ICCL) よりカストディアン(指定預託機関参加者)に証券を送付	清算会社 (ICCL)	取引日の翌々日
16	取引の詳細を税理士に提供	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日当日・ 翌日・翌々日

^{*}示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)にお尋ねください。





外国ポートフォリオ投資家による取引手順の概要 - 株式の売却



外国ポートフォリオ投資家による取引手順の概要 - 株式の売却

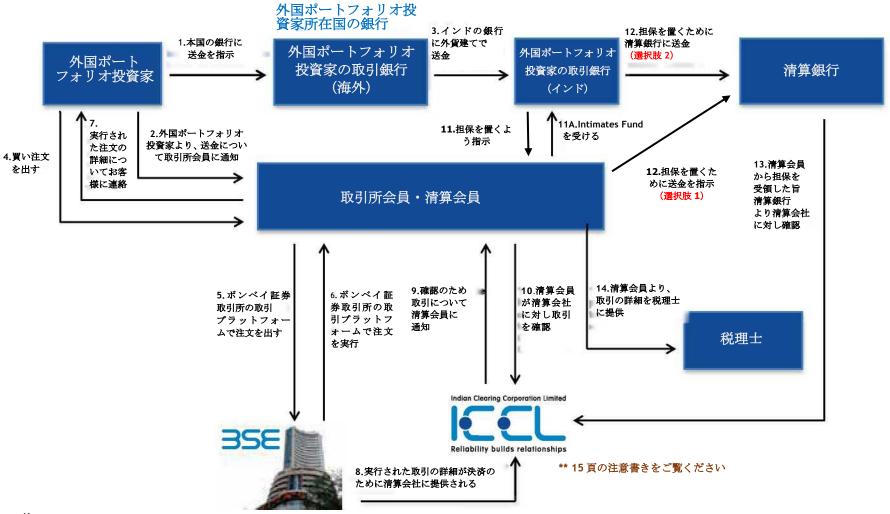
手順	内容	担当者	目付*
1	売り注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ投資家	取引日の前日・当日
2	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を出す	ブローカー	取引日当日
3	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を実行	ボンベイ証券取引所	取引日当日
4	実行された注文の詳細が決済のために清算会社 (ICCL) に提供される	ボンベイ証券取引所	取引日当日
5	実行された注文の詳細について外国ポートフォリオ投資家に連絡	ブローカー	取引日当日
6	証券を送付するようカストディアン(指定預託機関参加者)に指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日・翌日
7	取引の詳細と売買証明書をカストディアン(指定預託機関参加者)に送付	ブローカー	取引日当日
8	取引の詳細を税理士に提供	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日当日
9	確認のため取引についてカストディアン(指定預託機関参加者)に通知 清算会社 (ICCL)		取引日当日・翌日
10	清算会社 (ICCL) に対し取引を確認	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日の翌日
11	清算会社 (ICCL) に証券を送付	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日の翌々日
12	清算会社 (ICCL) よりカストディアン(指定預託機関参加者)の清算銀行に送金	清算会社 (ICCL)	取引日の翌々日
13	外国ポートフォリオ投資家の銀行口座に送金	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日の翌々日
14	税理士より税額の計算結果を提供	税理士	取引日の翌々日
15	カストディアン・指定預託機関参加者に送金を指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日の翌々日
16	カストディアン(指定預託機関参加者)より、銀行に下記 2 点を通知 a - 適用される税金を支払ったこと b - お客様の銀行に(税引後の額を)送金したこと	カストディアン (指定預託機関参加者)	取引日の 翌々日・三日後
17	外国ポートフォリオ投資家の銀行が外国ポートフォリオ投資家に着金を通知	外国ポートフォリオ投資家の銀行	取引日の 三日後・四日後

^{*}示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)にお尋ねください。





外国ポートフォリオ投資家による取引の概要 - デリバティブ ロング (買い)



注:

上図は、取引所会員が清算も行う場合のものです。取引所会員が清算を他社に委託する場合、手続を開始するためにはあなたが利用する取引所会員への連絡が必要になります。

日次証拠金管理: 証拠金は、保有するポジションについて毎日計算され、担保に対して調整されます。必要な証拠金に対して担保が不充分になった場合、資金を手配するよう求められます。

外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - デリバティブ ロング (買い)

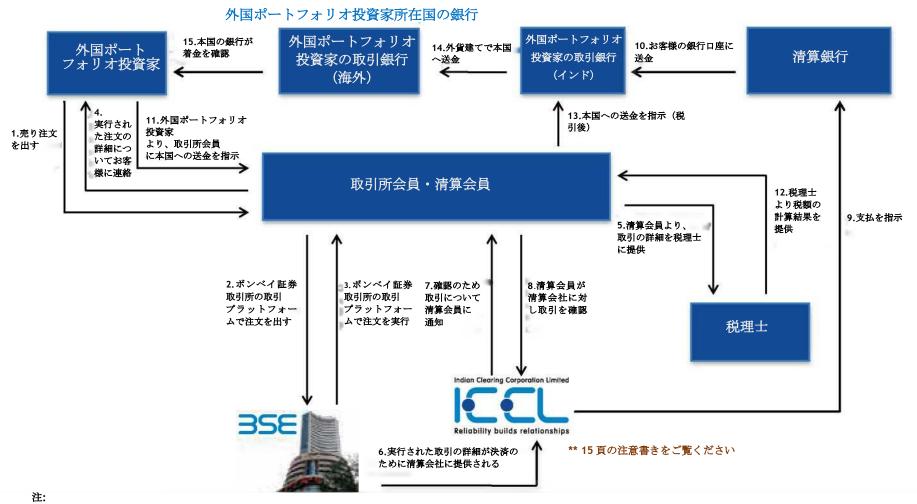
手順	内容	担当者	日付*
1	本国の銀行に送金を指示	外国ポートフォリオ投資家 I	取引日の前日・当日
2	外国ポートフォリオ投資家より、送金について通知	お客様	取引日の前日・当日
3	インドの銀行に外貨建てで送金	外国ポートフォリオ投資家の取引銀 行(海外)	取引日の前日・当日
4	買い注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ投資家	取引日の前日・当日
5	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を出す	取引所会員・清算会員	取引日当日
6	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を実行	ボンベイ証券取引所	取引日当日
7	実行された注文の詳細について外国ポートフォリオ投資家に連絡	取引所会員・清算会員	取引日当日
8	実行された取引の詳細が決済のために清算会社 (ICCL) に提供される	ボンベイ証券取引所	取引日当日
9	確認のため取引について清算会員に通知	清算会社 (ICCL)	取引日当日
10	清算会社 (ICCL) に対し取引を確認	清算会員	取引日当日
11	外国ポートフォリオ投資家の取引銀行(インド)に対し担保を置くよう指示	取引所会員・清算会員	取引日当日
11A	外国ポートフォリオ投資家の取引銀行が清算会員に資金の受領を指示	外国ポートフォリオ投資家の取引銀 行(インド~	取引日当日
12	清算銀行に担保を置く (オプション I)	外国ポートフォリオ投資家の取引銀 行 (インド)	取引日当日
12A	担保を差し入れるために送金を指示(オプション II)	取引所会員・清算会員	取引日当日
13	担保を受領した旨清算銀行より清算会社 (ICCL) に対し確認	清算銀行	取引日当日・翌日
14	最終的な決済について取引の詳細を税理士に提供	取引所会員・清算会員	取引日の翌日・翌々日

^{*}示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)にお尋ねください。





外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - デリバティブ ショート (売り)



上図は、取引所会員が清算も行う場合のものです。取引所会員が清算を他社に委託する場合、手続を開始するためにはあなたが利用する取引所会員への連絡が必要になります。

外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - デリバティブ ショート (売り)

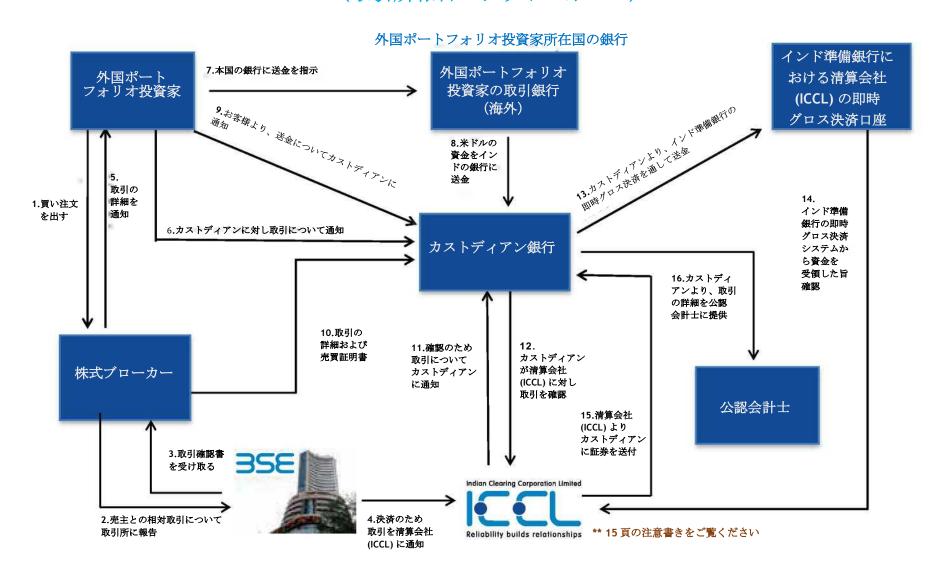
手順	内容	担当者	日付*
1	売り注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ 投資家	取引日の前日・当日
2	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を出す	取引所会員・清算会員	取引日当日
3	ボンベイ証券取引所の取引プラットフォームで注文を実行	ボンベイ証券取引所	取引日当日
4	実行された注文の詳細について外国ポートフォリオ投資家に連絡	取引所会員・清算会員	取引日当日
5	取引の詳細を税理士に通知	取引所会員・清算会員	取引日当日
6	実行された取引の詳細が決済のために清算会社 (ICCL) に提供される	ボンベイ証券取引所	取引日当日
7	確認のため取引の詳細について清算会員に通知	清算会社 (ICCL)	取引日当日
8	取引を確認	取引所会員・清算会員	取引日当日
9	決済金額を取引所会員・清算会員に送金するよう指示	清算会社 (ICCL)	取引日の翌日
10	清算銀行が取引所会員・清算会員の銀行口座に送金	清算会社 (ICCL)	取引日の翌日
11	外国ポートフォリオ投資家が本国への送金を指示	外国ポートフォリオ 投資家	取引日の翌日
12	税理士より税額の計算結果を提供	税理士	取引日の翌日
13	取引所会員・清算会員より、銀行に下記 3 点を指示 a - お客様の銀行口座への送金 b - 適用される税金の支払 c - 外国ポートフォリオ投資家の銀行口座(海外)への(税引き後の額の)送金	清算会員	取引日の翌日
14	外国ポートフォリオ投資家の取引銀行に外貨建てで送金	外国ポートフォリオ投資家 の取引銀行(インド)	取引日の 翌々日・三日後
15	外国ポートフォリオ投資家の取引銀行が外国ポートフォリオ投資家に着金を通知	外国ポートフォリオ投資家 の取引銀行(海外)	取引日の 三日後・四日後

^{*} 示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)にお尋ねください。





外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - 社債の購入 (取引所報告プラットフォーム)



外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - 社債の購入 (取引所報告プラットフォーム)

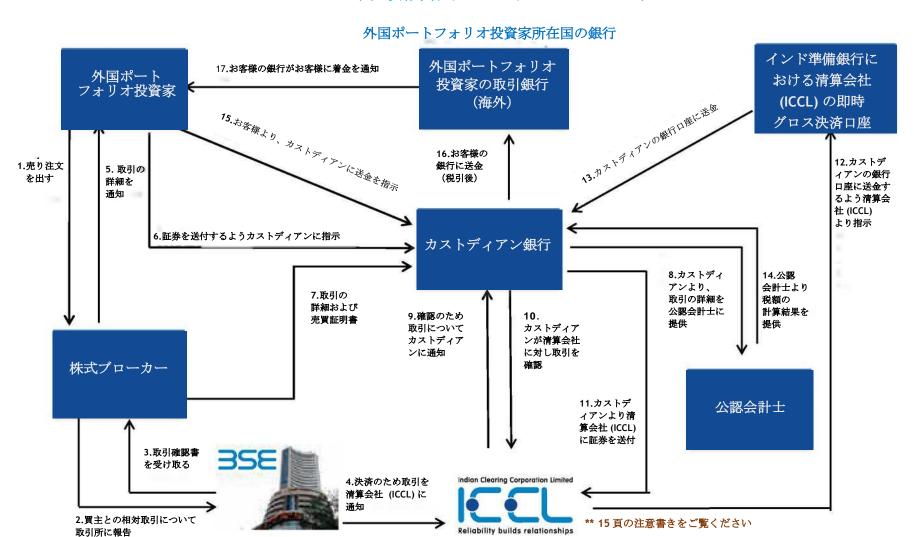
手順	内容	担当者	日付*
1	買い注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
2	相対取引についてボンベイ証券取引所に報告	株式ブローカー	取引日当日
3	取引確認書を受け取る	ボンベイ証券取引所	取引日当日
4	決済のため取引を清算会社 (ICCL) に通知	ボンベイ証券取引所	取引日当日
5	取引の詳細を外国ポートフォリオ投資家に通知	株式ブローカー	取引日当日
6	カストディアンに対し取引について通知	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
7	外国ポートフォリオ投資家の本国の銀行に送金を指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日・翌日・翌々日
8	インドの銀行に送金	外国ポートフォリオ投資家の銀行	取引日当日・翌日・翌々日
9	外国ポートフォリオ投資家より、送金についてカストディアンに通知	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日・翌日・翌々日
10	取引の詳細と売買証明書をカストディアンに送付	株式ブローカー	取引日当日・翌日・翌々日
11	確認のため取引についてカストディアンに通知	清算会社 (ICCL)	取引日当日・翌日・翌々日
12	カストディアンが清算会社 (ICCL) に対し取引を確認	カストディアン	取引日当日・翌日・翌々日
13	カストディアンより、インド準備銀行の即時グロス決済を通して送金	カストディアン	取引日当日・翌日・翌々日
14	インド準備銀行の即時グロス決済システムから資金を受領した旨確認	清算会社 (ICCL) の 即時グロス決済	取引日当日・翌日・翌々日
15	清算会社 (ICCL) よりカストディアンに証券を送付	清算会社 (ICCL)	取引日当日・翌日・翌々日
16	カストディアンより、取引の詳細を税理士に提供	カストディアン	取引日当日・翌日・翌々日

^{*} 示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)にお尋ねください。





外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - 社債の売却 (取引所報告プラットフォーム)



外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - 社債の売却 (取引所報告プラットフォーム)

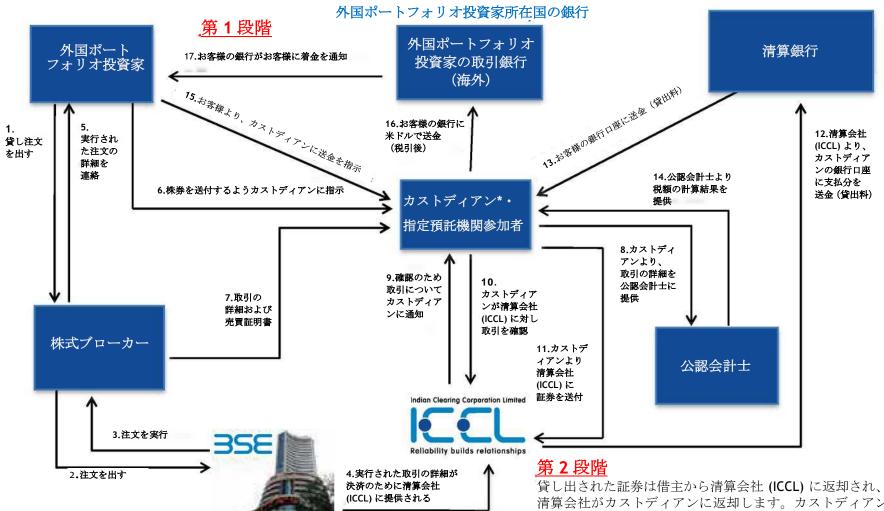
手順	内容	担当者	日付*
1	売り注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
2	相対取引についてボンベイ証券取引所に報告	株式ブローカー	取引日当日
3	取引確認書を受け取る	ボンベイ証券取引所	取引日当日
4	決済のため取引を清算会社 (ICCL) に通知	ボンベイ証券取引所	取引日当日
5	取引の詳細を外国ポートフォリオ投資家に通知	株式ブローカー	取引日当日
6	証券を送付するようカストディアンに指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
7	取引の詳細と売買証明書をカストディアンに送付	株式ブローカー	取引日当日
8	カストディアンより、取引の詳細を公認会計士に提供	カストディアン	取引日当日・翌日
9	確認のため取引についてカストディアンに通知	清算会社 (ICCL)	取引日当日
10	カストディアンが清算会社 (ICCL) に対し取引を確認	カストディアン	取引日当日・翌日・翌々日
11	カストディアンより清算会社 (ICCL) に証券を送付	カストディアン	取引日当日・翌日・翌々日
12	カストディアンの銀行口座に送金するよう清算会社 (ICCL) より指示	清算会社 (ICCL)	取引日当日・翌日・翌々日
13	カストディアンの銀行口座に送金	税理士	取引日当日・翌日・翌々日
14	税理士より税額の計算結果を提供	公認会計士	取引日当日・翌日・翌々日
15	外国ポートフォリオ投資家より、カストディアンに本国への送金を指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日の翌日・翌々日・三日後
16	外国ポートフォリオ投資家の銀行に送金	カストディアン	取引日の 翌々日・三日後
17	外国ポートフォリオ投資家の銀行が外国ポートフォリオ投資家に着金を通知	外国ポートフォリオ投資家の銀行	取引日の 翌々日・三日後

^{*}示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)に お尋ねください。





外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - 証券貸借 - 証券の貸付



* カストディアンは、顧客の注文を証券貸借プラットフォームに直接出すことも できます。

清算会社がカストディアンに返却します。カストディアン は、当該の証券をお客様の電子口座で保管します。

** 15 頁の注意書きをご覧ください

外国ポートフォリオ投資家による取引手続の概要 - 証券貸借 - 証券の貸付

手順	内容	担当者	日付*
1	貸し注文を出すよう要請する	外国ポートフォリオ投資家	取引日の前日・当日
2	注文を出す	株式ブローカー	取引日当日
3	注文を実行	清算会社 (ICCL)	取引日当日
4	実行された注文の詳細が決済のために外国ポートフォリオ投資家に通知される	株式ブローカー	取引日当日
5	実行された注文の詳細について外国ポートフォリオ投資家に連絡	ボンベイ証券取引所	取引日当日
6	外国ポートフォリオ投資家よりカストディアンに対し取引について指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日当日
7	株式ブローカーより取引の詳細および売買証明書をカストディアンに提供	株式ブローカー	取引日当日
8	取引の詳細を税理士に提供カストラ		取引日当日・翌日
9	確認のため取引についてカストディアンに通知	清算会社 (ICCL)	取引日当日
10	カストディアンが清算会社 (ICCL) に対し取引を確認	カストディアン	取引日当日
11	カストディアンが清算会社 (ICCL) に証券を送付	カストディアン	取引日当日
12	清算会社 (ICCL) よりカストディアンの銀行口座に送金	清算会社 (ICCL)	取引日の翌日
13	外国ポートフォリオ投資家の銀行口座に送金	清算銀行	取引日の翌日
14	税理士より税額の計算結果を提供	税理士	取引日の翌日・翌々日
15	外国ポートフォリオ投資家より本国への送金を指示	外国ポートフォリオ投資家	取引日の翌日
16	外国ポートフォリオ投資家の銀行(海外)に送金(税引後) カストディアン		取引日の 翌々日・三日後
17	外国ポートフォリオ投資家の銀行(海外)が外国ポートフォリオ投資家への着金を確認	外国ポートフォリオ投資家の銀 行	取引日 <i>の</i> 三日後・四日後

^{*} 示した日付は一例です。日数と正確な締切についての詳細は、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー) にお尋ねください。





取引手続の図に関する注意書き

- インド市場では事前入金が必要です。投資家には、投資の前に資金を用意することが求められます。
- インドの金融市場は、インド準備銀行とインド証券取引委員会によって規制されています。これらの規制当局は、証券の取引・保有・報告などに関する規定・規則・制限を定めています。お客様が属する区分に適用される規制の詳細については、あなたが利用するカストディアン(指定預託機関参加者)や取引所会員(ブローカー)にお尋ねください。
- デリバティブ取引の過程にはリスク管理も含まれますが、上記の取引手続の図では描かれていません。
- デリバティブ担保管理において担保として認められる証券の詳細については、外国ポートフォリオ投資家が利用する取引所会員・清算会員がお知らせします。
- デリバティブのポジションについて、外国ポートフォリオ投資家は担保を置くこともできますし、証拠金の不足分・超過分を毎日払い込み・払い出すことを選ぶこともできます。
- デリバティブの決済と期限満了手続については、あなたが利用する取引所会員・清算会員にお尋ねください。
- 納税額は、外国ポートフォリオ投資家によって任命された税理士が計算してお伝えします。カストディアン/指定預託機関参加者は、通知された納税額が適切な時期に支払われるようにします。税の適用に関する詳細は、税理士がお知らせします。





仲介機関

仲介機関の役割をより容易に理解していただくために、様々な仲介機関の一覧と、それらが提供するものの概要をお届けします。また、ボンベイ証券取引所の会員の一覧、指定預託機関参加者の一覧、および外国ポートフォリオ投資家が利用できる代表的な税理士と銀行の一覧も作成しています。以下の図が、仲介機関とその役割を理解する一助となれば幸いです。

外国ポートフォリオ投資家に関係する規制機関 (RO)・自主的規制機関 (SRO)・仲介機関



費用

外国ポートフォリオ投資家が負担する典型的な費用を以下にまとめました。含まれる費用の詳細については、各サービスの提供者や仲介機関に確認されることをお勧めします。

番号	費用	支払先	備考
	取引前		
1	所得税- 登録番号 (Permanent Account Number, PAN) 手続費用	税理士	
2	外国ポートフォリオ投資家登録手続費	カストディアン・ 指定預託機関参加者	投資家と、カストディアン・指定預託機関参加者 との間に発生
3	外国ポートフォリオ投資家登録	インド証券取引 委員会の手数料	インド証券取引委員会の規則における区分 I、II、III による。カストディアン・指定預託機関参加者が 徴収。
	取引時 (売買)		
4	取引仲介料	ブローカー	該当する場合、インド証券取引委員会の取引料、 印紙税、サービス税、および証券取引税を支払う。
	取引後		
5	保管・取引	カストディアン・ 指定預託機関参加者	
6	外貨両替手数料	銀行	決済は現地通貨(インドルピー)建て
	法令遵守に関するもの		
7	所得税	所得税局	
8	年次報告書の作成を含む税務サービス	税理士	



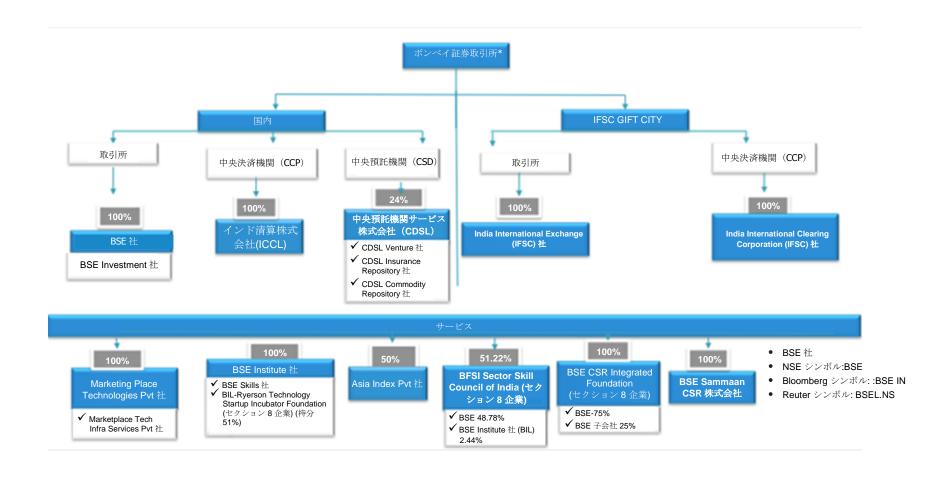


ボンベイ証券取引所 (BSE)

ボンベイ証券取引所は、1875年にアジアではじめて設立された証券取引所です(旧社名は「ボンベイ証券取引所株式会社 (Bombay Stok Exchange Ltd.)」でしたが、現在の社名は BSE です)。現在、ボンベイ証券取引所は世界最速の証券取引所であり、応答時間の中央値は 6 マイクロ秒です。

ボンベイ証券取引所は、設立から **144** 年にわたって、効率的な資本形成と資産創造のプラットフォームとして、インド経済の成長を促進してきました。ボンベイ証券取引所は、民営化され株式会社化された法人です。世界を代表する取引所であるドイツ証券取引所およびシンガポール証券取引所と戦略的提携を結ぶなど、幅広い株主基盤を有しています。

ボンベイ証券取引所グループ (BSE GROUP)



主な世界順位

番号	事項	世界順位
1	上場企業数	1 位
2	時価総額	9 位
3	株式取引数	9 位
4	通貨オプションの契約数	1 位
5	通貨先物取引の契約数	2 位



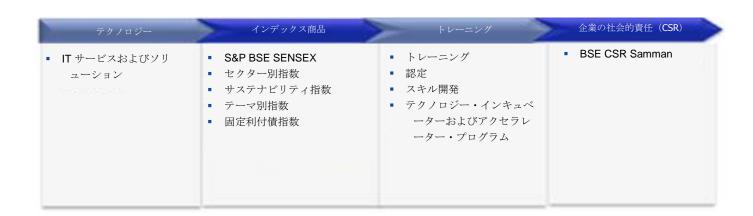


* 出典: 世界取引所連盟 (WFE)、2018 年 7 月時点

ボンベイ証券取引所の商品



補助事業



外国ポートフォリオ投資家-債券市場

- ・ 外国ポートフォリオ投資家は、債券市場に投資することが認められています。ボンベイ証券取引所には、外国ポートフォリオ投資家に、多彩な商品をご提供する、積極的な債券部門があります。
- ボンベイ証券取引所は、証券化債券商品および私募の非転換償還可能優先株式を上場させた初の取引所であり、60%を超える小口 社債のシェアにより市場リーダーシップを握っています。ボンベイ証券取引所に上場している社債証券の時価総額は、1640億米 ドルを超えています。
- ・ ボンベイ証券取引所は、透明性を高めるため、債券店頭市場(OTC)と足並みを揃え、クリーンプライスおよび利回り(YTM)メカニズムによる社債および政府債の取引を開始しました。
- ・ 決済を簡単にするため、外国ポートフォリオ投資家は、インドで実行されたすべての社債の店頭取引について、NDS-RSTにより、 直接またはボンベイ証券取引所に登録されたブローカーを通して、取引を報告および決済することが可能です。
- ・ 決済のために NDS-RST で報告されたすべての社債取引は、インド清算株式会社によって決済されます。
- ・ 外国ポートフォリオ投資家(カストディアン経由の)は、インド清算株式会社に登録する必要があり、その際に、NDS-RSTのログイン認証情報が、書類受領から「1日」以内に、外国ポートフォリオ投資家に提供されます。

詳細情報については、<u>debtinfo@bseindia.com</u>までお問い合わせください。





インド清算株式会社 (ICCL)

インド清算株式会社(略称 ICCL)は、ボンベイ証券取引所 (BSE)の様々な商品について、清算、決済、担保管理、およびリスク管理といった職務を遂行しています。ICCLは、ボンベイ証券取引所のインド社債部門および投資信託("STAR MF" プラットフォーム)部門で行われる取引を決済し、ボンベイ証券取引所のその他すべての部門で行われる取引の清算・決済を行っています。その他の部門には、株式現金取引、株式デリバティブ、BSE中小企業プラットフォーム、募集、証券貸借、債券部門、金利先物、および為替デリバティブ部門が含まれます。ICCLは、50億インドルピー(約7500万米ドル)を超える純資産を有しています。

ウェブサイトへのリンク: www.icclindia.com

主な特徴

- ICCL は、インド証券取引委員会により、適格中央清算機関(略称 QCCP)としての地位を認められています。
- ICCL は、自社に付随するリスクが明確に理解され評価されるよう、決済・市場インフラ委員会 (CPMI) および証券監督 者国際機構 (IOSCO) による「金融市場インフラのための原則」に関する自己評価を自社のウェブサイトにおいて公開したインドではじめての清算会社です。
- ICCL は、格付機関である India Ratings 株式会社(フィッチ・レーティングス社のインド部門)および Care Ratings 株式会社から AAA 格付を得たインドで唯一の清算会社です。
- ICCL は、全部門に適用される 6000 万米ドル)の保険に加入しています。この保険の目的は、相手方の債務不履行から ICCL を守り、ICCL の純資産に加えてさらなる備えを得ることです。これによって、債務不履行側でない会員の資産は さらに安全になります。





取引、決済、リスク管理

取引

外国ポートフォリオ投資家のお客様は、取引所会員(ブローカー)を通して注文を出します。決済は、清算会員・カストディアン(指定預託機関参加者)を通して行われます。インドの現金部門は、取引日の翌々日に決済するという方法をとっています。証券は、区分された電子形式で保有されます。すべての決済は、インド清算株式会社 (ICCL) を通して行われます。これにより、外国ポートフォリオ投資家に対する決済リスク(資金・証券について)は最小化されます。

ボンベイ証券取引所における取引は、様々なオンラインシステムを通して行えます。取引日は月曜から金曜(祝日を除く)、取引時間は株式現金取引と株式デリバティブでは午前 9 時 15 分から午後 3 時 30 分まで、為替デリバティブでは午前 9 時 15 分から午後 5 時までです。

決済

ボンベイ証券取引所の株式現金取引部門の証券について行われた取引は、インド清算株式会社を通して取引日の翌々日に決済されます。取引日の翌々日とは、取引の最終決済が 取引日の二営業日後(土日および決済が行われない祝日を除く)に行われるということです。株式デリバティブ・セグメントでは、取引日翌日に決済が行われ、為替デリバティブ・セグメントでは、取引日当日に決済が行われます。

証拠金

部門	当初証拠金 •予想最大損失 額 (VAR) 証拠 金	(/	大規模損失 証拠金 (ELM)・ エクスポージャ 一証拠金	クロスマージン	カレンダー スプレッド 証拠金	割当証拠金 (オプションの 場合)	割増証拠金 (オプション の場合)
株式現金取引	√	V	V	V		-	
株式デリバティブ	V	V	abla	V	V	V	V
為替デリバティブ	V	V	V		V	V	V

リスク管理

- **コア決済保証基金(略称コア SGF):**インド清算株式会社は、決済の義務に応じるためのコア決済保証基金を設定しています。
- ストレステスト: インド清算株式会社は、流動性調達手段および証拠金の適切性を評価しするために、厳格なストレステストを行います。
- 有限責任: 債務不履行側でない会員の有限責任は、100万インドルピー(約1万5000米ドル)を上限とします。
- **再建・破綻処理: 1** 年間の運営費用、訴訟費用、規制に関する費用などのために、**10** 億インドルピー(約 **1500** 万米ドル)を別途確保しています。
- コア決済保証基金への負担金と構成に関する方針、コア決済保証基金に関する投資方針、および各部門における債務不履行時の投下資金の充当順位(ウォーターフォール)と資金量は、ウォーターフォールの各層において設定されています。





コア決済保証基金

現在の指針では、

- コア決済保証基金に対するインド清算株式会社の負担割合は最低 50%です。
- コア決済保証基金に対する証券取引所の負担割合は最低 25%です。
- コア決済保証基金に対する清算会員の負担割合は最高でも25%です。

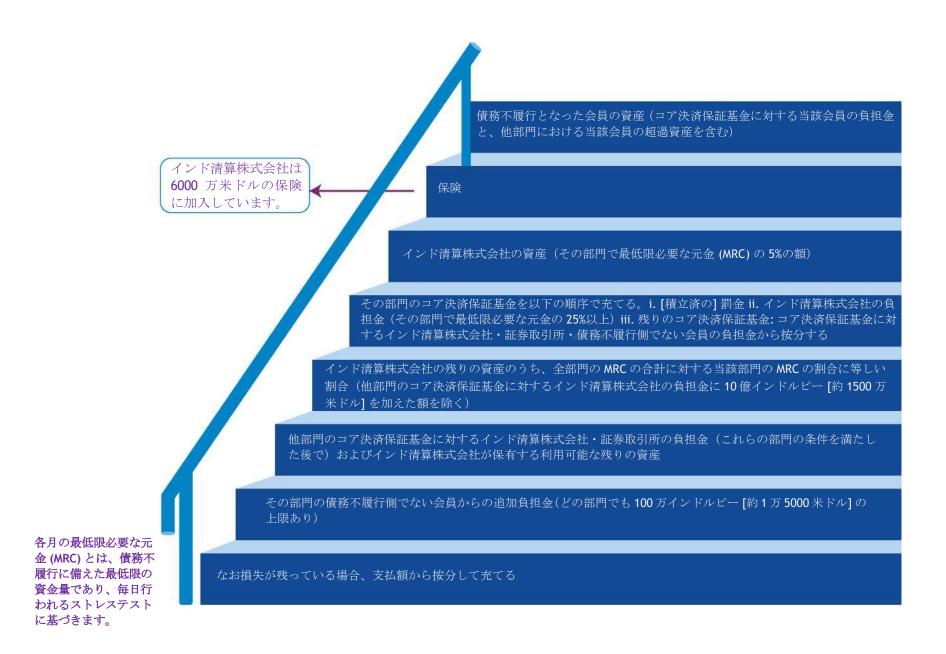
現在、インド清算株式会社は、コア決済保証基金への負担金を清算会員からは徴収しない旨決定しており、インド清算株式会社/ボンベイ証券取引所の自己負担割合は現在100%となっています。

債務不履行時のウォーターフォール

債務不履行時のウォーターフォールは、清算会員が債務不履行になった場合に充当する資金の順位を定めています。インド清算株式会社は、各部門に債務不履行時のウォーターフォールを設定しており、他部門における債務不履行から各部門を効果的に保護しています。

特徴

- 有限責任:債務不履行側でない会員の有限責任は、100万インドルピーを上限とします。
- 中央清算機関に対するエクスポージャー: 現在、インド清算株式会社は、債務不履行に備えた基金に対する負担金を清算会員には課していません。
- 保険: インド清算株式会社は、全部門に適用される約 6000 万米ドルの独自保険に加入しています。







課税のしくみ

Α	税制の概観
В	所得税法(1961 年、略称 IT Act)の規定による課税
С	二重課税回避条約 (DTAA) の規定による課税
D	税務手続

税理士の任命

外国ポートフォリオ投資家は、インドでの活動と現金口座・証券保管口座の開設に先立って、所得税登録番号 (PAN, Permanent Account Number) を取得する必要があります。PAN の取得にあたっては、税理士がお手伝いします。

税理士はまた、インドで外国ポートフォリオ投資家が行う投資取引の詳細な記録、外国ポートフォリオ投資家の資金を(指定預託機関参加者・インドの銀行を通して)本国に送金しやすくする定期的な送金通知書の発行、毎年の所得税の申告など、法令遵守のための重要なサービスを提供します。

A. 税制

インドの税法は、外国ポートフォリオ投資家によるインドへの投資には特別な軽減税制を認めています。外国ポートフォリオ投資家が証券への投資によって1会計年度¹に得る典型的な所得の種類には以下のものがあります。

- 株式および投資信託のユニットの配当
- 利子
- 証券の譲渡による資本利得

B. 所得税法の規定による課税

株式および投資信託のユニットの配当²

インド企業から配当決議と分配によって得られる所得について、所得税法の規定では、受取人側での税金はかかりません。 しかし、配当を支払うインド企業には、15%の配当分配税 (DDT) がかかります(割増率と教育税も適用されます)³。配当分配税は、支払われる配当 ⁴を総計して計算する必要があります。

株式指向の投資信託からユニット所有者に対する所得の分配は、現在はユニット所有者に対しては課税が免除されています。2018年財政法案では、2018年4月1日から、このような所得の分配に対して、10%の税率(割増率³と教育税も適用されます)で課税することが提案されています。この修正は、2018年財政法案がインド国会両院によって可決され、インドの大統領によって承認され次第、発効となります。

⁴総計後の配当分配税の実効税率は 20.358%です。 2018 年財政法案は 3%の教育税に代えて 4%の健康・教育税を課すことを提案しています。(この修正は、2018 年財政法案がインド国会両院によって可決され、インドの大統領によって承認され次第、2018 年 4 月 1 日に発効となります。これに伴い、DDT の実効税率は、2018 年 4 月 1 日より 20.555%となります)。





¹インドの会計年度は、**4**月1日から翌年の**3**月**31**日までです。

²投資可能な資金の 65%超が国内企業の株式に投資されている場合、資金は株式指向の投資信託として扱われます。

³ 割増率 12% (基準税率に対し) と教育税 3% (基準税率と割増率を合わせた率に対し) が適用されます。2018 年財政法案は 3%の教育税を、4%の健康・教育税に置き 換えることを提案しています。この修正は、2018 年財政法案がインド国会両院によって可決され、インドの大統領によって承認され次第、2018 年 4 月 1 日に発効と なります。

利子

外国ポートフォリオ投資家が下記の 2 種類の投資から得る利子所得には、5%の軽減税率がかかります(割増率と教育税も適用されます) 5 。

- 政府証券に対する投資
- インド企業のルピー建て社債に対する投資(ただし、その利率が中央政府から通知された下記の率を越えない場合)。これは、2017年7月1日以前に受け取る利子について適用されます。

ルピー建てで発行された債券について中央政府が通知した利率

債券の発行日	利率の上限
2010年6月30日以前	2010年7月1日時点のインドステイト (SBI)銀行の基準貸出利率に5%を加えた率
2010年7月1日以降	発行日時点のインドステイト銀行の基準貸出利率に 5%を加えた率

その他の証券から得られる利子 (中央政府が通知する利率を越えるインド企業のルピー建て社債から得られる利子を含む) の税率は 20%です (割増率 4 と教育税も適用されます) 5 。

資本利得

所得の解釈

外国ポートフォリオ投資家がインドの証券を売却することから得る所得は、所得税法における資産の定義に対する最近の 修正に従った「資本利得」として特徴づけられます。この修正は、外国ポートフォリオ投資家が(外国ポートフォリオ投 資家規則に従って)保有する証券が資本資産に含まれると見なすことを明確にするものです。

資本利得の課税条件

外国ポートフォリオ投資家がインドの証券を譲渡することから得た資本利得の課税条件は、大まかには以下の**3**点によって決まります。

- 譲渡される証券の種類
- 譲渡の前に証券が保有されていた期間
- 証券取引税 (STT) が支払われる場所

利得と損失は、下記に示す保有期間によって短期と長期に区分されます。

番号	所得の源泉	保有期間	利得と損失の種類
	上場株式、株式投資信託、またはその他の上場証券	12 ヶ月以下での売却	短期
1	の譲渡から生じた資本利得・損失	12 ヶ月超保有後の売却	長期
	上記以外の証券の譲渡から生じた資本利得・損失	36ヶ月以下での売却	短期
2		36ヶ月超保有後の売却	長期

納税者が法人でない場合、割増率 12%(総課税所得が 1000 万インドルピーを越える場合)と教育税 3%(所得税と割増額を合わせた額の 3%)が課税されます。しかし、納税者が法人でない場合(パートナーシップ企業 [Partnership firm] を除く)、割増率 15%(総課税所得が 1000 万インドルピーを越える場合)と教育税 3%(所得税と割増額を合わせた額の 3%)が 課税されます。2018 年財政法案は、教育税 3%を健康および教育税 4%で置き換えることを提案しています。この修正は、2018 年財政法案がインド国会両院で可決され、およびインド大統領の承認が下され次第、2018 年 4 月 1 日から発効します。





 $^{^5}$ 納税者が法人の場合、割増率は 2 8 (総課税所得が 1000 万インドルピーを越え 1 6 億インドルピー以下の場合) または 5 8 (総課税所得が 1 6 億インドルピーを越える場合) です。教育税 3 8 (所得税と割増額を合わせた額の 3 8) も課税されます。

証券から得られる所得に関する所得税法の規定によって外国ポートフォリオ投資家に適用される主な税率 5 は以下の通りです(2018 年 4 月 1 日より有効) 6 。

		法人である外国ポートフォリオ投資 家		法人でない外国 ポートフォリオ投資家 (パートナーシップ企業を除く)		
		総所得が 1000 万 インドルピーを越え 1 億インドルピー以 下の場合	総所得が 1 億 インドルピーを 越える場合	総所得が 500 万イ ンドルピーを越え 1000 万インドル ピー以下の場合	総所得が 1000 万 インドルピーを	
上場株式または株式投資信託 の市場における譲渡からの 資本利得 ⁷ (証券取引税が支払	長期 (注 1 と 2)	10.61%	10.92%	11.44%	11.96%	
われる)	短期	15.91%	16.38%	17.16%	17.94%	
債券の譲渡からの資本利得	長期	10.61%	10.92%	11.44%	11.96%	
(債券投資信託を含む)	短期	31.82%	32.76%	34.32%	35.88%	
上場デリバティブ (上場先物・ オプション) の売却	短期	31.82%	32.76%	34.32%	35.88%	
その他の所得	-	42.43%	43.68%	34.32%	35.88%	

ここで示した税率は、適用される二重課税回避条約 (DTAA) が定める控除に従います(これについては本節で後に述べます)。

注 1: これまでは、企業の株式または株式指向の資金のユニットの譲渡から発生する長期的な資本利得は、以下を条件として課税を免除されていました。

- 売却取引が 2004 年 10 月 1 日以前に成立したもの
- 売却取引が証券取引税の課税対象であること

2017年4月1日より、2017年財政法の変更に伴い、以下のような場合、長期的な資本利得税の免除の請求に制約が課されることになりました:

- 株式が 2004 年 10 月 1 日以降に取得された場合
- 購入取引が証券取引税の課税対象ではない場合

このため、この修正は、STT が購入時および売却時の両方において証券取引税が支払われた場合にのみ長期的な資本利得の免除を認めることを目指しています。

ただし、直接税中央委員会(CBDT)は、一部の純粋なケースを保護するため、免税の恩恵を受けることができない取引のネガティブリストを示す通知を発行しました。

注 2:2018 年財政法案は、特に 10 万インドルピーを超える上場株式または株式指向の投資信託のユニットの譲渡から発生する長期的な資本利得に、10%の税率で課税(割増税と教育税も課されます)することを提案しています。

しかし、2018 年 1 月 31 日までに概念上実現した、新法令適用外の利得については、課税利益は以下のいずれか高い方の額を用いて算定すると規定されている:

- 実際取得原価、または
- 売却価格と 2018 年 1 月 31 日現在の公正市場価格(上場有価証券の場合は証券取引所で提示された最も高い価格、非上場の場合は純資産価値)のいずれか低い方

長期資本利得は、インフレ指数、および外国通貨によって資本利得を計算することによる恩恵の影響を考慮せずに算定されます。この修正は、2018年財政法案がインド国会両院によって可決され、インド大統領による承認が下り次第、2018年4月1日に発効となります。

⁷ 資本利得と損失を規定に従って内部で相殺することは認められています。損失の繰り越しは最大8年まで認められています。





⁶ 税率は、インド政府の今後の年度予算において修正される可能性があります。そのため、適用される最新の税率については、あなたが利用する税理士にお尋ねください。

証券取引税

インドの公認証券取引所で取引される証券には、以下の証券取引税がかかります。

取引	税率	支払者
証券取引所における株式の売買	0.100%	買主・売主
株式投資信託の売却・償還	0.001%	売主
オプションが行われていない証券取引所で証券オプションを売却	0.050%8	売主
オプションが行われている証券取引所で証券オプションを売却	0.125%9	買主
証券取引所における証券先物の売却	0.010%	売主

債券や債券投資信託の取引には証券取引税はかかりません。

間接譲渡規定

間接譲渡規定は、インド国外で登録または設立された企業または法人に対する株式または持分である資産は、その株式または利益の価値の大部分がインドの所在している資産に由来するものである場合、インドに所在していると見なされることを明確にするために、2012年財政法によって所得税法に導入されました。

ただし、間接譲渡規定は、直接・間接を問わず、特定の外国ポートフォリオ投資家(ボンベイ証券取引所に登録された区分 I および区分 II の外国ポートフォリオ投資家)への投資として投資家が保有する株式または持分である資本的資産には適用されません。

国際金融サービスセンター(IFSC)

現在、IFSC へのユニットは、特に配当分配税、証券取引税、商品取引税の免除対象となっています。2018 年財政法は、以下の追加税務インセンティブの提供を提案しています:

- IFSC に所在する認められた証券取引所において非居住者によって取引され、その対価が外貨で支払われる、債券、海外株式 預託証書(GDR)、インド企業のルピー建て社債、デリバティブ、である資本的資産の譲渡に対する課税免除。
- 法人ではない、IFSC に所在するユニットの、代替ミニマム税率の **18.5%**から **9%**への減税。 この修正は、**2018** 年 **4** 月 **1** 日に発効となります。

物品・サービス税

2017年7月1日より、物品・サービス税法に従い、株式ブローカーが外国ポートフォリオ投資家に請求する手数料には、18%の税率がかかります。

⁸証券取引税は、オプション料の額に基づいて計算されます。





⁹証券取引税は、決済金額に基づいて計算されます。

C. 二重課税回避条約 (DTAA) の規定による課税

インド政府が二重課税回避条約を他国の政府との間に締結している場合、当該の条約が適用される納税者にとって二重課税回避条約の規定のほうがより有利になるのであれば、所得税法の規定ではなく当該の条約の規定が適用されます。たとえば、シンガポールなどとインド政府が結んでいる二重課税回避条約では、インドにおける証券の譲渡から生じる資本利得は免税となります(インドとシンガポール間の二重課税回避条約が定める条件の遵守が必要です)。

外国ポートフォリオ投資家が二重課税回避条約の有利な規定を利用するためには、当該の二重課税回避条約が適用される地域の納税者であることを証する居住者証明書 (TRC) を本国の税務当局から取得し、居住者証明書が規定の事項を含んでいない場合には自己申告書 (Form 10F) を用意する必要があります。

最新情報 - インドとモーリシャス間の 2016 年 5 月 10 日付二重課税回避条約に関する議定書

2016年5月10日、インドとモーリシャスは、両国間の既存の二重課税回避条約を改定する議定書に署名しました。この議定書によれば、インドは、2017~2018年度より、2017年4月1日以後に取得されたインド所在の企業の株式を譲渡することから生じる資本利得に対する課税権を得ます。同時に、2017年4月1日より前に取得された株式への投資に対する保護も提供されます。さらに、2017年4月1日から2019年3月31日までの移行期間に生じた資本利得の税率は、「利益の制限」条項の定める条件を満たす場合、インド国内の税率の50%に留められます。

最新情報-インドとシンガポール間の 2016 年 12 月 30 日付二重課税回避条約に関する議定書

インド政府は、インドとモーリシャス間の二重課税回避条約と同様の趣旨で、2017年4月1日以降に取得された株式の売却に関する課税権をインドにもたらす、インドとシンガポール間の二重課税回避条約について再交渉を行いました。2年間の移行期間においては、「利益の制限」条項を満たすことを条件に、税率はインド国内の税率である譲許的レート50%となります。

モーリシャスおよびシンガポールとの二重課税回避条約のいずれにおいても、株式以外の有価証券(例:債券、上場デリバティブ、など)による資本利得は、以下で議論する一般的租税回避防止規定に従い、それぞれの二重課税回避条約の下で、引き続きインドにおいて免税となります。

一般的租税回避防止規定 (GAAR)

インドは、所得税法の一部として、一般的課税回避防止規定を有しています。この規定は、税務上の利益を得ることが主 目的であるすべての取り決めに適用されます。所得税法の定める一般的課税回避防止規定は、二重課税回避条約に優越す る効力を有しています。

一般的租税回避防止規定は、2017年4月1日に発効します(この規定は、2017年3月31日までに行われた投資には適用されません)。

税源浸食および利益移転(BEPS)

経済協力開発機構(OECD)の行動計画の下、特に「不適切な状況」として言及される、条約上の恩恵に対抗するため、 二国間租税条約を修正することを目指す多国間協定文書(MLI)が発行されました。この MLI は、2017 年 6 月 7 日付で、 インドを含む 70 カ国以上によって署名されました。これに伴い、外国ポートフォリオ投資家に対する二重課税回避条約 による免除の適用は、特定の二国間租税条約の修正発効日に従い、MTI の影響を受けることとなります。





D. 税務手続

所得税登録番号 (PAN)

所得税登録番号 (PAN) を取得するためには、Form 49AA に申請者の本人確認書類と住所を確認できる書類を添えてインド政府当局に申請する必要があります。

源泉課税

外国ポートフォリオ投資家に支払われる資本利得所得については、源泉課税は適用されません。外国ポートフォリオ投資家は、資本利得について税理士が計算した税額に基づいて、送金の前か、四半期に一度の前納期限のうち、いずれか早いほうの日までに自分で税を支払う必要があります。外国ポートフォリオ投資家にかかるその他の税金(資本利得にかかる以外の税金)を支払う義務のある者は、適用される税率で源泉課税を行う必要があります。

インドで得た所得に課される税金の支払

納税者は、1会計年度の税額を推計し、下記の定められた期限までに前納で支払う必要があります。

納税期限	納税者が支払うべき税額
6月15日	15%
9月15日	45%
12 月 15 日	75%
3月15日	100%

前納の遅延・繰延には利子がつきます。

年次の所得税申告

外国ポートフォリオ投資家がインドで得た所得については、下記の日程に従ってインド直接税中央委員会 (CBDT) に毎年所得税の申告を行う必要があります。

納税者	提出日
法人でない納税者	翌会計年度の7月31日まで*
法人の納税者	翌会計年度の9月30日まで*

^{*}納税者に移転価格規定が適用される場合、翌会計年度の11月30日まで延長されます。

上記で提供した情報は、あくまで一般的なご案内です。インドへの投資から生じる税金に関する具体的な問題については、 あなたが利用する税理士に相談されることをお勧めします。

Ernst & Young, LLP, India 編纂





略語表

番号	 略語	意味
1.	INR	インドルピー (Indian Rupee)
2.	BRICS	ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国 (Brazil, Russia, India, China and South Africa)
3.	BSE	ボンベイ証券取引所 (Bombay Stock Exchange Ltd.)
4.	CBDT	インド直接税中央委員会 (Central Board of Direct Taxes)
5.	СР	カストディアン参加者 (Custodian Participant)
6.	CPMI-IOSCO	決済・市場インフラ委員会 (Committee on Payments and Market Infrastructures) - 証券監督者国際機構 (International Organisation of Securities Commissions)
7.	DDP	指定預託機関参加者 (Designated Depository Participant)
8.	DDT	配当分配税 (Dividend Distribution Tax)
9.	DMA	直接市場アクセス (Direct Market Access)
10.	DTAA	二重課税回避条約 (Double Taxation Avoidance Agreements)
11.	ELM	大規模損失証拠金 (Extreme Loss Margin)
12.	ETF	上場投資信託 (Exchange Traded Fund)
13.	FDI	外国直接投資 (Foreign Direct Investment)
14.	FII	外国機関投資家 (Foreign Institutional Investors)
15.	FPI	外国ポートフォリオ投資家 (Foreign Portfolio Investor)
16.	FPO	追加売出 (Follow on Public Offer)
17.	FTSE	ファイナンシャル・タイムズ株価指数 (Financial Times Stock Exchange)
18.	ICCL	インド清算株式会社 (Indian Clearing Corporation Ltd.)
19.	IPO	新規公開 (Initial Public Offering)
20.	IPP	機関投資家割当プログラム (Institutional Placement Programme)
21.	IT Act	所得税法 (Income Tax Act)
22.	ITP	企業取引プラットフォーム (Institutional Trading Platform)
23.	KYC	顧客確認 (Know Your Customer)
24.	MICEX	モスクワ銀行間通貨取引所株価指数 (Moscow Interbank Currency Exchange)
25.	MoF	インド財務省 (Ministry of Finance)
26.	MRC	最低限必要な元金 (Minimum Required Corpus)
27.	МТМ	時価評価 (Mark to Market)
28.	OFS	募集 (Offer for Sale)
29.	PAN	所得税登録番号 (Permanent Account Number)
30.	QCCP	適格中央清算機関 (Qualifying Central Counter Party)
31.	QFI	適格国外投資家 (Qualified Foreign Investors)
32.	RBI	インド準備銀行 (Reserve Bank of India)
33.	RO	規制機関 (Regulatory Organisations)
34.	SBI	インドステイト銀行 (State Bank of India)
35.	SEBI	インド証券取引委員会 (Securities Exchange Board of India)
36.	SGF	決済保証基金 (Settlement Guarantee Fund)
37.	SLB	証券貸借 (Securities Lending and Borrowing)
38.	SME	中小企業 (Small and Medium Enterprises)
39.	SRO	自主的規制機関 (Self Regulatory Organisations)
40.	STP	ストレート・スルー・プロセッシング (Straight Through Processing)
41.	STT	証券取引税 (Securities Transaction Tax)
42.	TRC	居住者証明書 (Tax Residency Certificate)
43.	VAR	予想最大損失額 (Value At Risk)
44.	WFE	世界取引所連盟 (World Federation of Exchanges)





免責事項

- 1. すべての権利は保護されています。本文書のいかなる部分についても、ボンベイ証券取引所 インド清算株式会社からの書面による事前の許可なく、電子的・機械的・複写・録音などの形態や方法で、複製、検索システムへの保存、または送信を行うことはできません。
- 2. あなたは、この文書を受け取ることによって、この文書でなされた表明に同意するものとします。本文書に記された すべての率・制限・日付は現在の規制によるものです。最新の情報については、あなたが利用する指定預託機関参加 者や税理士に相談されることをお勧めします。

本文書に含まれる資料と情報は、あくまで一般的な情報を共有するという目的のみのためにまとめられたものであり、BSE 株式会社およびまたはその関連会社(以下「BSE」といいます)に何らかの法的拘束力のある義務を課すものではありません。本文書は、何らかの取引を行うよう提案・お勧めするものではなく、提案のご案内でも、勧誘でもありません(この点について例外はありません)。BSE は、本文書によって、一般的・具体的に何らかの取引をお勧めしているわけではなく、特定の先物取引業者、商品ファンド管理者、商品取引投資顧問業者、仲介業者との作業手順を示しているわけでも、これらをお勧めしているわけでもありません。本文書で提供される資料と情報は、投資のための助言でも、それを意図しているわけでもありません。あなたが投資に関する決定を行う際には、関連する地域におけるあなたの法的な立場および規制上の立場と、取引にともなうリスクを考慮すべきです。BSE は、いかなる意味においても、何らかの取引について、法律・財務・税・会計に関するあなたの助言者として行動してはいませんし、その他何らかの信託を受けた立場で行動してもいません。本文書に含まれる情報は、私たちが信頼できると考える資料に基づいていますが、私たちは本文書が正確・最新・完全で間違いがないとは主張しません。

この情報は、いかなる目的であれ、また全体であれ一部分であれ、複製・再配布されるべきではなく、他者に対して何らかの形で直接・間接に伝えられたり、公開・複写されるべきではありません。この情報は、その配布・出版・入手・使用が法や規制に反する地域・州・国などの市民や居住者、あるいはこれらの地域に所在する法人に向けられているわけでも、これらの市民・居住者・法人に配布することが意図されているわけでもありません。また、これらの市民・居住者・法人が使用することを意図しているわけでもありません。このことは、当該地域内の規制・免許に関する条件に BSE を従わせる地域についても当てはまります。 BSE はアメリカ合衆国(米国)の外に所在地を置いており、米国が規制するブローカー・ディーラーの関係者ではありません。 BSE は、米国商品先物取引委員会 (CFTC) の海外取引所 (FBOT) 登録規則 [76 FR 80674) が定める海外取引所として登録されてはいません。また、米国 1933 年証券法に基づいて制定された米国証券取引委員会 (SEC) Regulation S, 902(8)(2) 条の定める指定海外証券市場 (DOSM) として登録されてもおらず、そこに定められた免除の適用を求めてもいません。

BSE は、特に、本文書に依拠することからあなたや第三者に生じ得る逸失利益を含むあらゆる直接的・間接的・結果的な損失・損害等に対するすべての責任を否定します。また、本文書の信頼性・正確性・完全性・最新性に対するすべての責任を否定します。

商標について: BSE, BSE30, Sensex, BSE 100, BSE 200, BSE 500, BSE IT, BSE FMCG, BSE HC, BSE CG, BSE CD, NATEX, BANKEX, BSEINDIA, BSE.COM, BSEINDIA.COM, BSEWEBX, ITS, MKT WATCH などはすべて、BSE の商標 および/またはサービスマークです。これらから生じるすべての権利は、法令によるものであれそれ以外のものであれ、全面的に BSE に与えられます。これに対するいかなる侵害も、関連する国際条約とインドの法律に違反することになります。本文書が提供する情報の使用から生じる紛争や、使用に関する紛争については、すべてインド共和国ムンバイ市の裁判所の専属管轄権に服し、インドの法律に従うものとします。









インド国際取引所(INX)



"…IFSC は、国内の人材に、海外の技術および規制上の枠組みを提供することを目的としています。これによって、インド企業が海外の金融センターと、同等の基盤に基づいて競争できるようにします。GIFT CITY IFSC は、他のあらゆる主要な国際金融センターに匹敵する便宜および規制を提供することができるのです。"

-2017 年 1 月のインド国際取引所開設時のインドの N. モディ首相による演説からの抜粋

索引

番号	内容	ページ
1	GIFT IFSC インド国際取引所(INX)のご紹介	31
2	インド国際取引所 –主要な価値の提案	32
3	海外の国際金融サービスセンターに引けを取らない税制優遇措置	32
4	投資家の高い関心を集める多様な商品ポートフォリオ	33
5	インド国際取引所における外国ポートフォリオ投資家	33
6	海外投資家向けの多数の参加オプション	33
7	取引所会員(TM)のお客様としての、外国ポートフォリオ投資家(FPI)	34
	および非外国ポートフォリオ投資家 (非 FPI) のシンプルな登録プロセ	
	ス	
8	名義人分離口座構造とは?	34





1. GIFT IFSC インド国際取引所(INX)のご紹介

India International Exchange (IFSC) Limited (インド INX) は、グジャラート国際金融テクノロジー都市 (GIFT CITY) の国際金融サービスセンター (ISFC) に所在する、インド初の主要国際取引所です。インド国際取引所と、その清算機関である India International Clearing Corporation IFSC Limited (インド ICC) は、BSE Limited の完全保有子会社です。当取引所は、2017年1月9日に、インドのナレンドラ・モディ首相によって開設され、同年1月16日に営業を開始しました。

EUREX T7 の先進技術プラットフォームで運営されているインド国際取引所は、4 マイクロ秒のターンアラウンドタイムを誇る、世界最速の取引所です。インド国際取引所は、株式、為替、商品、債券など、すべての資産クラスに対して、この種のものとして初となる単独のセグメント・アプローチを提供し、参加者に多大なるコスト優位性をご提供します。また、インド国際取引所は、世界の金融センターに引けを取らない税制および規制枠組みの面において、競争優位性もご提供します。

ウェブへのリンク: https://www.indiainx.com/

<u>規制枠組み</u>

A. インド証券取引委員会 (SEBI)

インド証券取引員会(SEBI)は、1992年 SEBI 法の下で設立された規制当局であり、資本市場に関する主要な規制機関です。外国ポートフォリオ投資家は、インド証券市場に参加するために、SEBI に登録する必要があります。

IFSC で活動する外国ポートフォリオ投資家の主な規制枠組みは:

- 1. **SEBI** (**IFSC**) ガイドライン (2015年3月) は、**IFSC** 仲介および取引所の全体的な枠組みを定めています。
- 2. 外国ポートフォリオ投資家の参加に関する SEBI ガイドライン(2017 年 1 月)は、SEBI に登録した外国ポートフォリオ投資家が、追加書類や事前承認プロセスを経ることなく、IFSC 内で営業することを認めています。IFSC 内の認定証券取引所の取引所会員は、SEBI 登録仲介者がインドでの登録および口座開設の際に既に実施したデューデリジェンス・プロセスに依拠することができます。
- 3. IFSC の商品デリバティブへの外国ポートフォリオ投資家の参加に関する SEBI 回報 (2017年9月) では、外国ポートフォリオ投資家が IFSC 取引所で取引・現金決済される非農業系の商品デリバティブに参加することを認めています。
- 4. IFSC における名義人分離口座構造 (SNAS) に関する SEBI 回報 (2018 年 5 月) では、外国ポートフォリオ投資家 (区分 1 および 2) が最終顧客に対して SNAS を提供するために名義人分離口座プロバイダー (「プロバイダー」) として登録するか、または外国ポートフォリオ投資家がプロバイダーの最終顧客となることを認めています。ウェブへのリンク:

https://www.sebi.gov.in/legal/guidelines/mar-2015/sebi-international-financial-services-centres-guidelines-2015 29457.html

B. インド政府 商工省

インド政府の商工省は、経済特区(SEZ)法(2005年)を制定し、経済特区規則(2006年)を導入して、2015年4月の通達を通し、国際金融サービスセンター(IFSC)設立のための基盤を提供しました。

ウェブへのリンク:

http://sezindia.nic.in/upload/uploadfiles/files/10 Gazette%20Notificatio%20IFSC.pdf





2. インド国際取引所-主要な価値の提案

多様な 商品

- i. 債券にとっての最高クラスの発行市場-グローバル証券市場
- ii. バランス型および分散型ポートフォリオ
- **iii.** 単一セグメントのあらゆる主要な資産クラスにわたるデリバディブ商品 株式、株式インデックス、商品および通貨
- iv. 幅広い通貨建てを取り揃えた債券投資商品
- v. 名義人口座構造を通して取引、または名義人口座のプロバイダーとなる

高い 流動性

- i. 流動的かつ奥の深い市場、22 時間営業で80%の市場シェア
- ii. あらゆる資産クラスにわたり、いつでも効率的に売買注文を処理
- iii. いかなる変動にもリアルタイムで対応できる 22 時間営業可能なノンストップ・アクセス

競争力のあ る コスト、 優遇税制

- IIII TA SOUSSICE OUT TO THE CATALITY
- i. 世界で最もコスト競争力の高い取引所 ii. 為替リスクなし一米ドルによる取引・決済
- iii. 資本効率性-すべての資産クラスにわたる単一セグメント
- iv. 幅広い担保の選択肢-外国証券、BG、FD、現金、G-Sec、他
- v. 単一市場アクセスによる高いポジション制限
- vi. 租税摩擦なし一取引税、資本利得税、GST が不要、IFSC ユニットに対する所得税免除期間

参加および 取引の容易 さ

- i. 国際金融サービスセンターの子会社を持つインド法人または外国法人に開かれた会員権
- ii. 登録済外国ポートフォリオ投資家による株式・商品デリバティブへの直接アクセス
- iii. インド証券取引委員会に登録されたカストディアンまたはその「国際提携先」によるサービス提供が可能
- iv. 名義人分離口座構造の開始

財務的 セーフガー ド

- i. デリバティブの現金決済
- ii. ICSD とのタイアップー国際有価証券を担保として使用し、ICSD を通して決済
- iii. 各デリバティブ取引の相手方として、インドICCによる決済保証

信頼性と 技術

- i. PFMI と提携した強力なガバナンスおよびリスクマネジメント
- ii. 最先端のテクノロジー-レスポンスタイム中間値4マイクロ秒を誇る世界最速の取引所
- iii. インド国際取引所データセンターにおけるサーバーのコロケーション、ダイレクトな市場アクセス
- iv. リアルタイムの価格および取引データフィード

3. 世界の国際金融センターに引けを取らない税制優遇措置

優遇税制

全員に対する優遇税制

- i. 証券取引税(STT)非課税
- ii. 商品取引税(CTT)非課税
- iii. 国際的に調達または提供されるドル建てサービスは GST 非課税
- iv. あらゆる資産クラス (デリバティブ、債券、預託証券) にわたり、非居住者に対する資本利得税が非課税

IFSC ユニットに対する優遇税制

- i. 配当分配税(DDT)非課税
- ii. 印紙税非課税
- iii. ミニマム代替税(MAT) 9%
- iv. 非法人に対する代替ミニマム税(AMT) 9%
- v. 所得税免除期間-
- a. 対象利益または利得の 100% 最初の 5 年間
- b. 対象利益または利得の 50% 次の 5 年間





4. 投資家の高い関心を集める多様な商品ポートフォリオ

取引可能な商品*	パイプライン中の追加商品**
株式インデックス・デリバティブ: S&P BSE SENSEX インデックス F&O INDIA50 インデックス F&O	為替デリバティブ(先物): インドルピー/米ドル 米ドル/インドルピー クォント
商品デリバティブ(先物): 金、銀、銅、金 KG、ブレント原油	為替デリバティブ(オプション): 米ドル / インドルピー クォント
グローバル単独株式(先物)	商品デリバティブ (先物) : 天然ガス、金クォント、銀クォント、 銅クォント、ブレント原油クォント
為替デリバティブ(F&O): ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、円/米ドル	商品デリバティブ (オプション): 金クォント
インド単独株式 (F&O) : 107 の単独株式先物が、BSE の時価総額の 70%以上を占めている。	預託証券(DR)
債券 マサラ債(インドルピー建て 国際債券) 外国通貨建て債券	

*2018年9月30日現在

5. インド国際取引所における外国ポートフォリオ投資家

外国ポートフォリオ投資家は、以下になることができます。

- ▶ 最終顧客の名義人分離口座プロバイダー (「プロバイダー」または「SNAP」)
- ▶ 取引所会員の最終顧客 (TM)
- ▶ 最終顧客に「名義人分離口座」を提供する「プロバイダー」として登録する

6. 海外投資家向けの多彩な参加オプション

海外法人 の種類	定義	取引所 会員(TM)	清算会員 (CM)	名義口座 プロバイダー	ブローカ ーの顧客	プロバ イダー の 顧客	その他の 仲介サービス (ブローカー以 外)
SEBI 登録 FPI	区分 I, II, 区分 III(非個人)	可 (IFSC 子会社によ り)	可 (IFSC 子会社により)	可 (FPI 区分 I & II)	可	可	不可
適格 外国投資家	FPI として SEBI に登 録されていない非個人 の外国の参加者	可 (IFSC 設置により)	可 (IFSC 設置により)	可 (国際証券取引所 / 清算企業の TM/CM である場合)	म्	可	不可
海外銀行支店	インドに既存IFSC バンキング 部門として設置	म्	可	Yes (IFSC における TM の場合)	可	可	可 仲介オプション: [マーチャント バンク、発行に関
SEBI 登録非 ブローノ 非清算仲介者 の国際アソシ エート	2008 年 SEBI (仲介者)規則に定義 されるアソシエート 1	不可	不可	不可	不可	不可	する銀行、引受人、投資顧問、ポートフォリオ・マネジャー、カストディアン]

¹「アソシエート」とは、仲介者によって直接的または間接的に支配される人、またはそのような仲介者の共通の支配下にある直接的または間接的に仲介者、または法人もしくは人を支配する人であり、そのような仲介者がその仲介者の関連者を含む自然人であり、そのような仲介者がグループ企業(1969 年独占および制限的取引慣行法(1969 年法律第 54 号)またはその修正に定義される)を含む法人であるか、または、同じ経営の下にある企業である場合を指す。;





^{**} SEBI による最終的な承認を必要とする

7. 取引所会員(TM)のお客様としての、外国ポートフォリオ投資家(FPI) および非外国ポートフォリオ投資家(非 FPI)のシンプルな登録プロセス

FPI 顧客のプロセス

- 1 KYC 申請フォームが FPI から取引所会員(TM)に提出される
- 2 取引所会員が、KRAからのFPIを検証し、顧客を登録する
- 3 FPI から、TM にコロケーションの設置または専用回線の設置を 要請し、TM からインド INX に承認を求める *(任意)*
- 4 FPI から資金を TM または清算会員(CM)に送金し、取引開始

非 FPI 海外顧客のプロセス

- 1KYC 申請フォームが申請者から取引所会員 (TM) に提出される*申請者は複数の TM と一つの CM を選択可能
- 2 取引所会員が申請者の記録を検証
- ョ 申請者が、納税者番号(Permanent Account Number: PAN)を申請
- 4 TM が検証対象の顧客を登録
- 5 顧客から資金をTMまたはCMに送金し、取引開始

8. 名義人分離口座構造とは?

インド国際取引所は、海外投資家の市場アクセスをさらに簡単にするため、**名義人分離口座構造**を立ち上げました。この仕組みを通して、外国ポートフォリオ投資家は、インド国際取引所の商品を取引する資格を有する**名義人分離口座プロバイダー**(「**プロバイダー**」)の顧客になることができます。

名義人分離口座構造に関するインド国際取引所の運用ガイドラインは、インド資本市場の規制機関であるインド証券取引委員会が、2018年5月24日付の回報No. SEBI/HO/MRD/DRMNP/CIR/P/2018/83を通して提供している広範な枠組みに準拠しています。

適格な法人(プロバイダー)には、IFSC内のインド国際取引所登録ブローカー、外国ポートフォリオ投資家(区分 I および II)、ならびに金融活動作業部会(FATF)の会員によって規制されている国際証券取引所/清算会社の取引所会員/清算会員が含まれます。最低自己資本 500 万米ドル以上などといった、資格基準が存在します。

インド国際取引所の名義人分離口座構造の主な利点は、以下の通りです:

- ▶ 海外投資家が、インド国際取引所での取引に簡単かつ即座にアクセスできる
- ➤ 確立された仲介者を通し、外国ポートフォリオ投資家や EPI が直ちにグローバル市場にアクセスできる。
- ▶ 顧客の参加を加速する
- ▶ この構造は、合意によりプロバイダーが最終顧客に代わって証拠金を拠出することを可能にする
- ▶ 分離口座は、プロバイダーの最終顧客にとって、より大きな保護を保証する
- ▶ 間接費やコンプライアンス費用の低減により取引費用を削減





名義人分離口座構造の適用可能性

インド国際取引所 での参加者種類	あなたの立場	インド国際取引所での取引方法
顧客	・ FPI (区分 I と II) ・ EFI ・ IFSC の TM ¹	・プロバイダー (SNAS)を通して ・TM を通して
 名義人分離口座構造 のプロバイダー 	 FPI (区分 I と II) IFSC のブローカー (TM または CM) 国際取引所の TM、CM/金融活動作業部会 (FATF) のCCP 	TM を通して(または)自身で(TM または IFSC の場合)
取引所会員(TM)	IFSC 内に設置されたイン ド法人または海外法人	その他の TM (または)自身で
TM 登録を有する清 算会員	・ IFSC 内に設置されたイン ド法人または海外法人	その他の TMs

¹TM として自ら所有する口座で取引していない場合

名義人分離口座構造が機能する仕組み

典型的な SNAS 顧客 A プロバイダー E 取引所 会員 清算 会員

SNAS が機能する仕組みは?

- プロバイダーが、最終顧客をインド国際取引所 の取引に登録する
- プロバイダーは、取引実行に複数の TM を選択可能
- プロバイダーは、取引清算に複数の CM を選 択可能
- TM によって実行される取引は、TM の既定の CM による放棄後、プロバイダーの顧客によ
 - 各顧客の取引は、一つの CM(「指定 CM」) によってのみ清算および決済される。





プロバイダーになるには?

- 法人の種類
 - ▶ IFSC 内のインド証券取引委員会に登録されたブローカー.
 - ▶ インド証券取引委員会に登録された外国ポートフォリオ投資家(区分 I および II)
 - ➤ 金融活動作業部会(FATF)の会員によって規制されている国際証券取引所/清算機関の取引 所会員/清算会員
- 最低自己資本:500 万米ドル
- **その他の要件**: 証券取引所またはインド証券取引委員会に求められた場合の、最終顧客に関連する情報の入手

プロバイダーの登録プロセス-全て順調に進んだ場合、通常何日間か。ヘルプデスクやその番号はあるか。

- 1. 自己資本証明およびインド証券取引委員会の登録詳細とともに、インド国際取引所に申請する
- 2. インド国際取引所が、提案されたプロバイダーの詳細についてデューデリジェンスを実施する
- 3. インド国際取引所が、申請者にプロバイダーコード(PCODE)を発行する
- 4. 口座を開く取引所会員を選択する(任意)

プロバイダーの最終顧客になるには?

- 法人の種類
 - ▶ 外国ポートフォリオ投資家
 - ➤ EFI
- 顧客は、グローバルな顧客確認 (KYC) およびマネーロンダリング防止 (AML) 準拠の基準によってプロバイダーが行うデューデリジェンスに従い、資格を得る
- その他の要件:顧客による顧客確認を含め、2002年マネーロンダリング防止法(PMLA)の順守

最終顧客の登録プロセス--全て順調に進んだ場合、通常何日間か。ヘルプデスクやその番号はあるか。

プロバイダーは、以下のステップによって、顧客の新規登録を行います:

- 1. プロバイダーが、顧客についてマネーロンダリング防止/顧客確認チェックを行う
- 2. 顧客の詳細および清算会員の事業内容を提供し、インド ICC に顧客の新規登録を申請する
- 3. インドICCが、プロバイダー経由で顧客に CLCODE を発行し、割り当てられた清算会員を伝える
- 4. 証券取引所、CCP またはインド証券取引委員会によって要求された場合、証拠金提供に関する 顧客との契約のコピーを提供する

SNAS の取引、清算および決済

典型的な SNAS 取引、清算および決済 顧客は以下を通して取引することができる: プロバイダー (プロバイダーが TM の場合)、 顧客 またけ プロバイダーが会員-顧客の関係にある、あ らゆる TM プロバイダーの TM が、CLCODE を一意の顧客コー ドとして使用し、最終顧客に代わって注文する プロバイダー 証拠金が、「プロバイダー」の最終顧客のレベルで 計算され、グロスアップされる。 証拠金報告は、「プロバイダー」レベルで行われる 証拠金は、清算会員によって留保される 取引は、TMの既定のCMによる放棄、および指定 取引所 CM による確認後、指定 CM によって清算される 会員 確認されていない取引は、既定の CM の義務となる 清算 会員 -36-

免責事項

本文書を受領することにより、お客様は、ここに示される表明に同意し、受け入れることとなります: 本文書に含まれる、または本文書の一部を構成する資料、ロゴ、商標、データ、情報その他(第三者のデータ、ロゴ、情 報などを含む) は、一般的な情報提供の目的に限って編集されたものであり、India International Exchange (IFSC) Limited (以下、「INDIA INX」とします)および/またはその関連会社、および/または第三者に対する法的拘束力を及ぼすも のではなく、INDIX INXによる承認を反映するものでもありません。INDIA INXは、正確かつ適切な情報やデータを提供 するために、あらゆる合理的な努力をいたしますが、本文書において提供されている情報やデータがあらゆる側面におい て正確であることを保証または請け合うことはできず、そのような意図を持つものではありません。本文書に掲載されて いるすべての情報およびデータは、「現状のまま」で「瑕疵を問わない」条件で提供されたものであり、本文書に明示的 に規定されている場合を除き、いかなる種類の保証もされません。INDIA INX は、本文書に掲載されている情報の、適時 性、真実性、順序、完全性、精度、信頼性、正確性、およびパフォーマンスその他の観点から、その使用、使用した結果、 および使用できないことについて、いかなる保証または表明も行いません。情報を利用する方は、情報の適切性、利用、 利用の結果、精度、完全性、最新性について全面的なリスクを引き受け、情報を信頼したことによる弊害に関するいかな る請求も放棄するものとします。本文書に掲載されている資料および情報は、投資の助言を意図したものでも、投資の助 言を構成するものでもありません。判断にあたって、お客様は、お客様の各法域における法律上および規制上の状況、お よび取引に関連するリスクを考慮する必要があります。本文書において情報およびデータを提供することにより、INDIA INX は、その性質の如何に関わらず、いかなる取引に関しても、お客様の法律上、財務上、税務上または会計上のアドバ イザーとして、また、その他の受託者としての資格によって行動するものではありません。本文書は、いかなる取引の実 行に関しても、申し込みの募集または構成、申し込みの勧誘、または提案を行うものでもありません。本文書を通し、INDIA INX は、一般的または具体的に、事業を勧誘するものでも、先物取次業者、商品先物基金運営者、商品取引顧問および取 次ブローカーに対する作業フローの指示や提案を行うものでもありません。INDIA INX、そのグループ企業、および保有 するデータ、ロゴその他が本文書に含まれる第三者は、信頼、精度、完全性に関して本文書を信頼することによって生じ るお客様または第三者が被る利益の損失を含む、直接的、間接的、結果的、またはその他のいかなる損失もしくは損害に ついても、具体的に放棄するものとします。無断複写・転載は禁じます。本文書に掲載されている INDIA INX、そのグル ープ企業および/または第三者のコンテンツ[文章、商標、イラストレーション、画像、図的表現、ファイル、デザイン、 配置、および著作物]は、有効な知的財産法によって保護されており、そのため、それらから生じる権利は、全面的に INDIA INX に帰属します。ただし、ユーザーは、本文書に掲載されているデータのコピーの作成、保存(内部的に)、または複 製を行うことによって、商業目的ではなく、自らの個人利用目的で情報を使用することを認められています。上記で言及 されている以外のあらゆる理由は、諸条件に対する違反と見なされ、インドの法律およびそれらを支配する国際条約の下 における違反となります。本文書に掲載されている情報の使用から発生する、またはそれらに関連する紛争は、インドの アフマダーバード(グジラート)の裁判所の独占的裁判権に従い、インド法によって統治されます。





連絡先: ボンベイ証券取引所 (BSE) – インド清算株式会社 (ICCL) の担当者 <u>bse.fig@bseindia.com</u>			
氏名および役職	電子メール iD	電話番号	
Mr.Sameer Patil +91 22-2272 8587	事業開発責任者(BSE & India INX)	sameer.patil@bseindia.com	
Mr.Vinod Pai +91 22-2272 8410	FIG 責任者	vinod.pai@bseindia.com	

連絡先: INDIA INX の担当者		BDM@indiainx.com
氏名および役職	電子メール iD	電話番号
Mr.Sameer Patil +91 22-2272 8587	事業開発責任者(BSE & India INX)	sameer.patil@bseindia.com
Mr. V. Soundararajan +91 9920492123	CRO- India INX	Soundararajan.v@indiainx.com



PIVOT management consulting (www.pivotmgmt.com)は、2014年にインドで設立された、証券サービス・セグメントにおける大手コンサルティング顧問会社です。さらに、当社は、機関投資家のブローカーおよび金融サービスにおいて、顧問および非顧問サービスも提供しています。PIVOTは、発展したインドの資本市場のご紹介、仲介およびベストプラクティスをご提供しています。「インドにおけるビジネスへのアクセスや実行を容易にする」ためのソリューションを開発することが、当社の信念です。

PIVOT は、BSE および ICCL のハンドブック「外国ポートフォリオ投資家の皆様へーインドへのより円滑な投資のために」の作成当初より、ナレッジパートナーとなれたことを光栄に思っております。PIVOT は、外国ポートフォリオ投資家の分野における、証券取引所、外国ポートフォリオ投資家、主要な証券保管機関、証券会社と積極的に交流しております。米国、カナダ、欧州およびアジアにおいても、戦略的な拠点を設置しております。

PIVOT は、その豊かなグローバルな専門知識と能力、国際ネットワーク、経験豊富なリーダーシップ、奥深い知的資本、および戦略的提携を活用しています。ソートリーダーシップ、市場アドボカシー、およびベストプラクティスの開発も、PIVOT が取り組んでいるその他の重要分野です。

PIVOT の創設者である Viraj Kulkarni は、シティバンク JP モルガン、BNP パリバ、およびモルガン・スタンレーのインドおよびスイス拠点におけるリーダーの地位を含め、金融サービスにおいて 20 年以上にわたる経歴を有しています。同氏は、グローバル・カストディアンから、「インドの産業リーダーシップ」の個人表彰を受賞した、唯一のインド人です。









